明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三七〇）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人航海訓練所平成二十四事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了、型式部材等製造者の認証関係　四五
会社その他
会社決算公告　五〇

告示

○財務省告示第三百七十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第六回	八千百七十万円	八千百六十一万五千三百八十円
〃	第七回	一億千二十二万円	一億千三万五千六百二円
〃	第八回	一億六千七百六十二万円	一億六千七百三十二万六千百九十八円
〃	第九回	一億千八十七万円	一億千六十三万千五百四円
〃	第十回	一億九千百八十二万円	一億九千百三十三万九百二十八円
〃	第十一回	二億二千十五万円	二億千九百六十九万三千九百五十六円
〃	第十二回	二億八千百八十三万円	二億八千百二十九万千四十二円
〃	第十三回	一億八千七百五十七万円	一億八千七百二十七万千百二十円
〃	第十四回	二億九千四百六万円	二億九千三百五十六万七千九百八十四円
〃	第十五回	一億八千六百八万円	一億八千五百八十一万三千百三十八円
〃	第十六回	二億三千百五十四万円	二億三千百二十二万六千三百八十六円
〃	第十七回	二億八千三百九十二万円	二億八千三百五十三万五千四百三十円
〃	第十八回	六千九百六十五万円	六千九百五十五万百二十四円
〃	第十九回	六億千二百八十三万円	六億千百九十五万千百六円
〃	第二十回	三億三千百四十五万円	三億三千百万千八十二円
〃	第二十一回	三億二百十万円	三億百六十六万六千七百三十四円
〃	第二十二回	三億二千四百五十一万円	三億二千四百十九万九千八百四十八円